

「リハビリサロンふなばし」規約

2018年6月21日

(名称)

第一条本会は、「リハビリサロンふなばし」と称する。(愛称:「リハビリサロン」)

(事務局)

第二条 本会は、事務局を会長宅におく。

(目的)

第三条本会は、「ボランティアサロンふなばし」の会員および地域の会員の友人を対象に、「ふなばしシルバーリハビリ体操教室」とサロン(学び・情報交換・親睦)を開催し、「健康長寿のまちづくり」を目的とする。

(事業)

第四条本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)「ふなばしシルバーリハビリ体操教室」の開催
- (2)サロンとして、会員相互の情報交換、学び、親睦
- (3)研修講座等の開催
(主に健康長寿に関する講座など)
- (4)その他当会の目的達成に必要な事業

(会員)

第五条本会は、下記の会員により構成する。

- (1)会員は、一般会員と正会員で構成される。
 - (1)ー1 一般会員
「ボランティアサロンふなばし」の会員と船橋市に住む会員の友人の方で、会員になることを申出て、当会理事会で承認をされ、参加費を支払った方とする。
 - (1)ー2 正会員
「ふなばしシルバーリハビリ体操指導士」の資格を有する方で、会員になることを申出て、当会理事会で承認をされ、参加費を支払った方とする。

(役員)

第六条本会には、理事会員の中から次の役員をおく。

- (1)会長1名
- (2)副会長2名
- (3)書記1名
- (4)会計1名
- (5)監査1名

「リハビリサロンふなばし」規約

2018年6月21日

(役員を選任)

第七条 本会の役員は、理事会の中から互選で選任し総会において承認・決定する。

(役員任期)

第八条 役員任期は、総会から翌々年の総会まで2年間とするが、その職務において再任を妨げない。

途中交代役員に関しては、前任者の残存期間とする。

(役員職務)

第九条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は総会及び理事会の議事録を担当する。
- (4) 会計は経理を担当する。
- (5) 会計監査は本会の会計を監査する。

(会議)

第十条 本会の会議は、総会、理事会により運営される。その他、必要に応じて会長が召集する。

(1) 総会は、年1回開催し、次の事項を承認・決定する。

- 1) 年度事業計画と予算の決定
- 2) 前年度の事業報告と決算の承認
- 3) 新年度の役員定数と選任
- 4) 本会規約の改正
- 5) その他重要事項

(2) 理事会は、会長(1)・副会長(2)・会計監査(1)で構成し、年1回開催し、次の事項を承認決定する。

- 1) 総会議案の承認・決定
- 2) その他重要事項

(総会の成立と議決)

第十一条 総会は、正会員の過半数を以って成立し、議決は出席者の過半数を以って成立する。(委任状を含む)委任状の委任相手として議長とすることができる。

委任相手に名前の記入がない場合は、議案に異議なしとする。

委任状は、「書面、ファクシミリ又は電磁的方法(メール)」にて行うことができる。

(総会の議長と議決)

第十二条 総会の議長は理事会にて互選とし、可否同数の場合には議長が決するものとする。

(会計)

第十三条 本会の会計は次の通りとする。

「リハビリサロンふなばし」規約

2018年6月21日

(1) 本会の経費は、年会費(0円)、参加費(100円)、その他収入をもってこれに充てる。

平成30年7月より、3月末までの年会費(500円)とし、参加費は、廃止する。
途中から入会される会員に関しては、1ヶ月50円の単位で3月末までの年会費とする。

(2) 会費は、会の運営経費に充てる。

具体的には、公民館使用料、資料代、サロン時の茶菓子代、事務用品代など

(3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資格喪失)

第十五条 本会の資格喪失は、次の通りとする。

(1) 理事会で本会の趣旨に反すると判断された会員は、資格喪失する。

附則 この規約は、平成29年12月7日に設立した「ボランティアサロンふなばし」の分科会「リハビリサロンふなばし」をボランティア活動として発展的に継承し平成29年12月21日より施行する。

<改正履歴>

平成30年6月21日(木)に一部改正し、施行する。